

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年5月21日)

[件名]

- 1 第3回鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議の開催結果
について (危機管理政策課) … 1
- 2 東日本大震災避難者等総合支援チーム会議について
(危機管理政策課) … 14
- 3 人形峠環境技術センターによるストレステスト結果について
(危機対策・情報課) … 15
- 4 平成24年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の
結果について (危機対策・情報課) … 16
- 5 福島県現地状況調査の概要について (危機対策・情報課) … 18
- 6 緊急速報(エリア)メールの運用開始について (危機対策・情報課) … 20
- 7 4月21日(土)から22日(日)及び25日(水)から26日(木)の
暴風による被害状況について (危機対策・情報課) … 22
- 8 鳥取方式の地域消防防災体制を推進する有識者会議の開催結果に
ついて (消防防災課) … 30
- 9 福山市のホテル火災を受けた本県の対応状況について
(消防防災課) … 別冊

危機管理局

第3回鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進会議の開催結果について

平成24年5月21日

危機管理政策課

鳥取県内の企業、自治体等に対して、業務継続計画(BCP)策定の推進に資する検討等を行い、全県的な取組みを行うことを目的に、下記のとおり第3回鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進会議を開催したところ、概要は以下のとおりでした。

記

1 開催日時 4月24日(火) 午後1時から2時まで

2 開催場所 鳥取県災害対策本部室(県庁第2庁舎3階)(鳥取市東町1丁目271)

3 議事

(1) 鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本指針[第2次改訂版](案)について

(2) 鳥取県庁業務継続計画(鳥取県庁BCP)(案)について

(3) 各ワーキンググループ等における戦略方針について

4 出席者

分野	役職	氏名	備考
企業	鳥取県商工会議所連合会 専務理事	坂出 徹	委員(代理)
金融	鳥取県銀行協会 会長	石丸 文男	委員
I T	社団法人鳥取県情報産業協会 会長	後藤 優	委員
医療機関	社団法人鳥取県医師会 理事	日野 理彦	委員
福祉施設	鳥取県福祉施設経営者協議会 理事	田中 伸幸	委員
市町村	市長会 鳥取市防災調整監	堀 哲男	委員(代理)
	町村会長	石 操	(欠席)
県	知事、危機管理局长、総務部長、企画部長、福祉保健部長、商工労働部長	平井 伸治 他、5部局長	委員
—	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センター研究主幹	紅谷 昇平	アドバイザー

5 会議の概要

(1) 鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本指針[第2次改訂版](案)について

・県、市町村、企業、医療、福祉施設に求められる役割をはっきり明記した方がよい。知事による資源(リソース)配分調整は非常にいいと思う。ただ、調整の場は災害対策本部会議以外の方が良いのではないか。(紅谷アドバイザー)

(事務局) →記載については改めて検討したい。調整の場に災害対策本部会議を活用としたのは、この場でいろいろなことを決めていくため、それが現実的な対応と考えたからである。

・福祉施設の場合、ライフライン等の資源が3か月、5か月停止する状態では、業務継続は無理なのだが、被害状況は各施設の判断で独自に設定して良いか。(県福祉施設経営者協議会)

(事務局) →個々の施設で対応が不能となれば、地域全体として機能できるように圏域ごとの対応も検討することにしており、福祉保健部と一緒に検討していただくことをお願いしたい。

(2) 鳥取県庁業務継続計画(鳥取県庁BCP)(案)について

・基本指針、県庁BCPとも非常によく出来ているが、自然災害以外の危機事象もこれで対応してい

くのか。(銀行協会)

(事務局) →危機にはいろいろなものがあるが、全ての危機に対応するためのベースになるものとしている。

- ・県内の複数の拠点の機能が停止しても、近隣県で行政窓口サービスがすぐに設置できるような複数拠点型の BCP を持っておかないと、ほとんど機能しない。そのことを考慮していただきたい。(県情報産業協会)。

(総務部) →県庁 BCP はこれから詳細設計に入り、地方機関 BCP も策定するので、それと併せて今後検討したい。

(3) 各ワーキンググループ等における戦略方針について

※ 各 WG の担当部からこれまでの取組状況、今後の取組予定等を説明。特段の意見はなし。

(4) その他の意見

- ・BCP 策定の進め方として、第1ステップでは、各分野で BCP を作り、しっかりした地域づくりを進める。第2ステップとしては、資源(リソース)の配分調整のため、個別に作った BCP をどう統合していくかという視点になるかと思う。最終的には、各分野を超えて、県全体でどう資源を融通していくのか、事前に仕組みを作っておくことになるのではないかと。(紅谷アドバイザー)
- ・企業の BCP モデル例を作成するのは分かるが、見ただけでうんざりするようなものは避けて欲しい。今回の東日本大震災では、茨城、栃木の商工会議所が、事前に簡易な BCP (関東商工会議所モデル) を作っていて、それが大変役に立ったという話を聞いている。中小企業庁が示しているものは作るのに大変な作業が必要で、実際の中小企業ではなかなか手が付けられないのが実態である。(県商工会議所連合会)

【知事コメント】

- ・本日、アドバイザーや委員からご指摘を受けた点などについて、修正すべきは修正を。
- ・基本指針には、誰が何をやるのかなど、役割分担のことなども明快に分かるように見直し、資源配分のイメージも分かるような、例示やアイデアを少なくとも入れた方が良いと思う。
- ・県庁 BCP については、各部局が提出したものが寄せ集められた感があるので、水準調整をし、全体の調整をしていく。
- ・県と市町村の BCP については、ある程度しっかりしたものを作る必要があるが、それ以外の分野は若干の濃淡を想定しながら進める方が発災時には動きやすい。今後、各ワーキンググループで調整していただきたい。

(事務局) →基本指針、県庁 BCP について、本日の意見を踏まえ、若干の修正をし、これを取組のベースとさせていただきます。その他にも課題をいただいているので、それについては、今後の PDCA サイクルで取り組んでいくこととしたい。

<参考> 今後のワーキンググループ等のスケジュール

- ・【県庁】 詳細事項の実施計画作成、訓練による BCP の検証、地方機関 BCP の作成支援等 (5月～)
- ・【市町村】 策定作業を実施 (5月～)、県内全市町村、東・西部広域組合、中部広域連合で BCP 完成 (12月頃)
- ・【企業】 業種別 BCP モデルの作成作業 (5月～)、業種別 BCP 策定ワークショップ開催 (7月～9月)
- ・【医療】 医療機関 BCP モデルの作成作業 (5月～)、BCP 策定説明会の開催 (7月～8月)
- ・【福祉施設】 福祉施設 BCP モデルの作成作業 (5月～)、BCP 策定説明会の開催 (7月～)
- ・【推進会議】 各ワーキンググループの進捗状況の確認 (5月～)、第4回鳥取県版 BCP 策定推進会議 (10月頃)：今年度の中間報告、来年度体制の検討等

鳥取県版業務継続計画（BCP）策定 推進に関する基本指針 〔第2次改訂版〕（案）の概要

鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議
平成24年4月

第2回推進会議後の主な修正箇所

①〔医師会意見〕

「1 基本事項、(4)業務継続の基本方針の基本方針3」については、言葉の意味が通じにくいので、分かりやすく記載を。

→記述を簡素にして修正（「非常時優先業務以外の通常業務は」→「通常業務は」）

②〔情報産業協会意見〕

必要資源のリソースとして、ネットワーク回線も重要であり、検討すべき。

→「5 BCPの検討事項、(2)必要資源（リソース）の検討、業務資源（リソース）の例」の「通信」において、「ネットワーク回線」を追加

③〔福祉保健部等意見〕

被害想定が厳しく、設定が高すぎる。策定主体が思考停止し、計画自体が作れないので、想定の見直しを。

→想定外の事態をなくすという意味から、東日本大震災を参考に設定した業務資源（リソース）被害状況を変えることはできないが、企業（自治体サプライチェーン企業を除く）、医療機関、福祉施設においては、「必要な資源（リソース）への被害状況の考え方の目安」を念頭におきながら、各主体の必要な資源が、目安に沿って使用不能と仮定すると事業継続が困難であれば、ある程度緩和して独自に設定する（緩和しないと事業継続が困難な場合）とした。

ただし、医療機関、福祉施設は、圏域ごとの地域医療、介護サービスと個々の医療機関のBCPの2つの観点を取り入れることを検討。

第2回推進会議後の主な修正箇所

④「紅谷アドバイザー、医師会意見」

ライフライン関係では、全域で停止が続いているのではなく、日数の経過とともに復旧していくもの。どの程度復旧していくのか目安を示しておくべき。

→東日本大震災の状況データから、ライフラインの復旧経過を「必要な資源(リソース)被害状況の考え方の目安」に示した。

⑤「事務局提案」

指針の「1 基本事項」において、「(5)知事による総合的な調整」の項目を追加

→災害、事故等の危機発生時において、それぞれのBCP策定主体で対応可能な場合は、個々のBCPによるマネジメントを実施するが、被害が広域にわたり、県内他地域、他県、更には国などに応援を求めなければならない場合は、「オール鳥取県」での最適化を図るため、優先順位を付けながら、知事が総合的に調整する(災害対策本部の場を活用)とした。

⑥「その他」

参考資料として添付していたH16策定の県の被害想定(県内3断層)については、当BCP策定で検討する被害状況に比べ、被害設定が軽く、誤解を招く恐れがあるため、全て削除。

鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する 基本指針の概要

1 基本指針の構成

1 基本事項

業務継続計画とは、策定主体、基本理念、基本方針、知事による総合的な調整、非常時優先業務の範囲、地域防災計画との関係

2 BCPの策定目的

3 推進体制

推進会議、ワーキンググループ、コアメンバー会議

4 BCPの策定推進に当たっての留意事項

面的BCPの推進、あらゆる危機への対応

5 BCPの検討事項

必修要素、必要資源の検討、タイムラインの設定・統一、作成の進め方

6 東日本大震災の教訓と反映

主な教訓、BCPへの反映、必要な業務資源への被害の考え方

7 推進会議における体制、推進方針、スケジュール

8 各ワーキンググループ(WG)における体制、策定方針、スケジュール

9 策定推進にかかる全体スケジュール

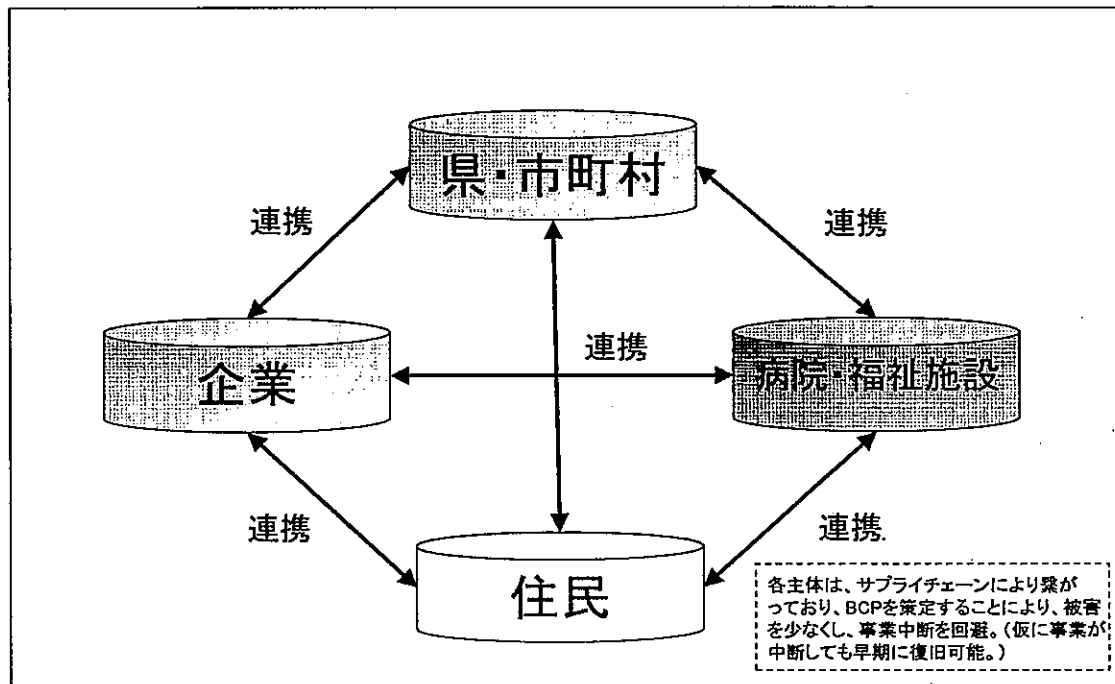
10 業務継続計画(BCP)策定後のマネジメント

2 BCP策定主体

県庁、市町村、企業、医療機関、福祉施設

3 基本理念

災害時における早期復旧・復興のため、各BCP策定主体が連携し、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。



4 業務継続の基本方針

①人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、行政、企業等の機能の低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

②非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、オール鳥取県で考え、更に不足する場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。

③通常業務は、非常時優先業務を最優先とし、その後の業務資源(リソース)の回復状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

【「オール鳥取県」の考え方】

現代社会で失われがちと言われるコミュニティの機能が息づいている本県の特徴を生かし、「支え愛」を基本として、互いに助け合い、「絆」を深めることが復興に結びつく最大の力となるという認識のもと、関係機関が互いに連携しながら対応にあたる。

5 知事による総合的な調整

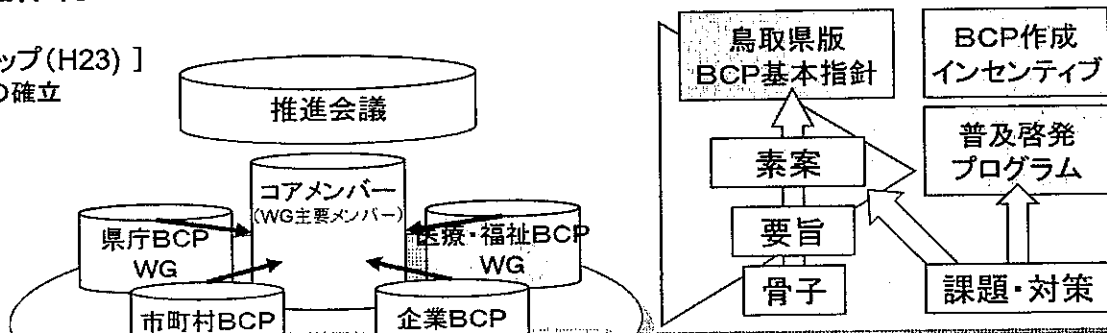
・災害、事故等の危機発生時において、それぞれのBCP策定主体で対応可能な場合は、個々のBCPによるマネジメントを実施する。

・被害が広域にわたり、県内他地域、他県、更には国などに応援を求めなければならない場合は、「オール鳥取県」での最適化を図るため、優先順位を付けながら、知事が総合的に調整をする。

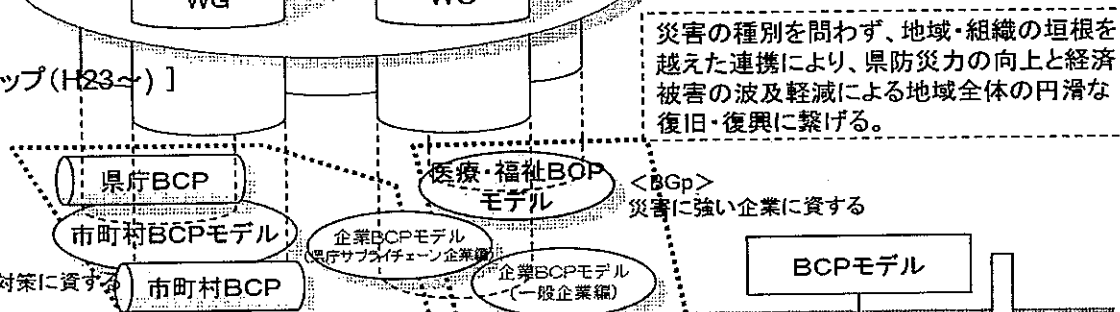
・知事の調整の場として、災害対策本部の場を活用する。

6 推進体制

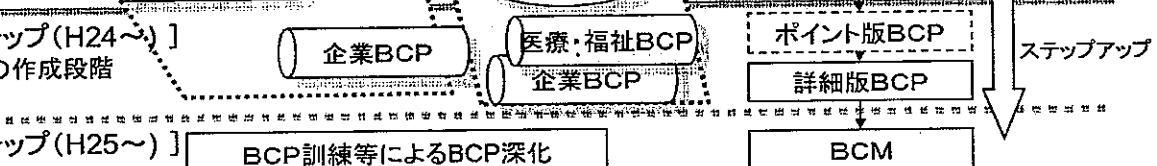
[第1ステップ(H23)]
コンセプトの確立



[第2ステップ(H23~)]
導入段階



[第3ステップ(H24~)]
各主体での作成段階



[第4ステップ(H25~)]
PDCAサイクル

BCP訓練等によるBCP深化

7 BCPの検討事項

(1)BCPの必須要素

- ①自らが重大な被害を受け、資源(リソース)制約が発生することを認識し、重要業務を選定して対応する。
- ②重要業務の継続・実施に関して、時間・水準の実施目標を設定すること。
- ③業務プロセスを分析して、制約要因の改善策を見出すアプローチを行うこと。
- ④事前対策、災害発生後の対応、平常時の維持管理、継続的な見直しの各要素の全てを含むこと。

(2)必要資源(リソース)の検討

あらゆる災害、事故等の危機に対応するため、重要業務に必要な資源(リソース)が使用・入手不能となった場合の代替資源・手段の確保等について検討を行い、事前に何らかの対策を講じておく。

【業務資源(リソース)の例】

事業所施設(庁舎)、従業員(職員)、電力、上下水道、ガス、執務環境、エレベーター、空調、情報システム、通信(固定電話、携帯電話、インターネット、ネットワーク回線)、防災行政無線、業務無線、トイレ、飲料水、食料、消耗品 等

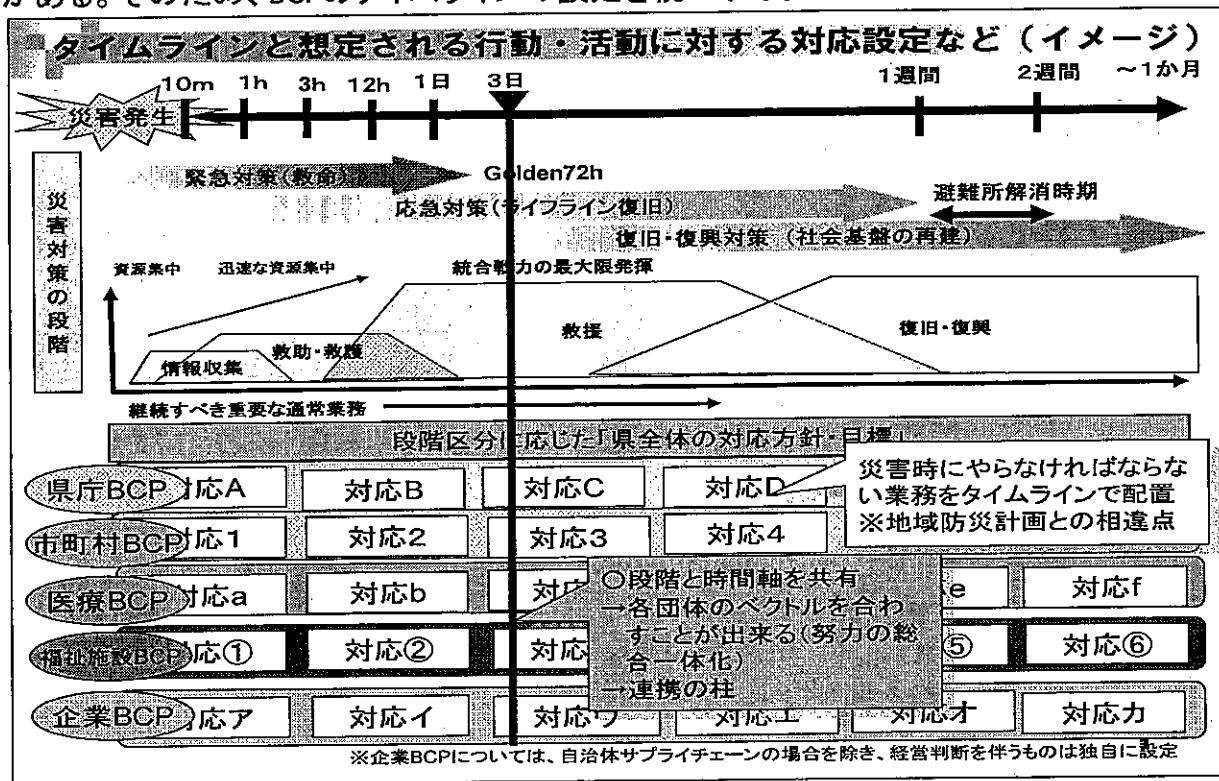
8 東日本大震災の主な教訓を反映

【BCPへの反映】

- ①代替拠点を離れた場所に持つ、代替の取引先も複数持つなど、代替確保の戦略を含ませる。
- ②現地復旧のみの戦略でなく、現地復旧が不可能な被害も想定する。
- ③自治体の場合、災害時の業務負荷が急激に増大する一方、職員の相当数が欠ける事態があることを踏まえ、他の自治体等からの応援による人員確保、支援物資確保を積極的に検討する。

9 タイムラインの統一

鳥取県版BCPは、地域の事業を継続させ、オール鳥取県体制で一体的に、迅速な緊急対策と早期の復旧・復興を進めていくため、タイムラインを意識した計画とする必要がある。そのため、BCPのタイムラインの設定を統一する。



10 業務資源(リソース)被害の考え方

災害、事故等の危機による被害については、必要な資源(リソース)に着目して考え、まずは、その資源が使用不能となった場合の代替手段や対応の検討から始め、早期復旧や被害を軽減するための対策を検討する。

ライフラインやインフラ等の業務資源の被害については、東日本大震災において発生した被害の状況を目安に検討を進める。

【業務資源(リソース)被害状況の考え方の目安】

業務資源名	被害の考え方の目安
事業所施設(庁舎)	①事業所施設は継続使用が不能と想定。近隣の代替拠点を利用。 ②事業所施設は継続使用が可能と想定。執務室内はキャビネット等の転倒、机上のパソコン落下、書類等の散乱が発生
従業員(職員)	本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の不通等により、業務に従事できない者が出ると想定。
電力	発災から3か月は外部からの電源供給がない。 (県内の状況: 発災~3日目→ほぼ全域停電、1週間→3割復旧、2週間→5割復旧、1か月→6割復旧、2か月→8割復旧、3か月→ほぼ復旧)
上下水道	発災から5か月は使用できない。 (県内の状況: 発災~3日目→ほぼ全域使用不可、1週間→1割復旧、2週間→5割復旧、1か月→6割復旧、2か月→7割復旧、3か月→9割復旧、5か月→ほぼ復旧)
ガス	発災から50日は供給がない。 (県内の状況: 発災~3日目→ほぼ全戸不通、1週間→3割復旧、2週間→4割復旧、1か月→7割復旧、50日→ほぼ復旧)
燃料(ガソリン、重油、軽油)	発災から7日は供給がない。 (県内の状況: 燃料出荷が止まり、道路が寸断され、輸送網の回復のために7日を要する)
電話(固定、携帯)	発災から50日は通話ができない。 (県内の状況: 発災~3日目→ほぼ不通、その後、順次回復するもの、通信ケーブルの切断、基地局の倒壊、蓄電池容量の枯渇、局舎倒壊、長時間停電による発電機燃料の枯渇などにより、通信インフラ復旧により、通話がほぼ回復するまで、50日を要する。)

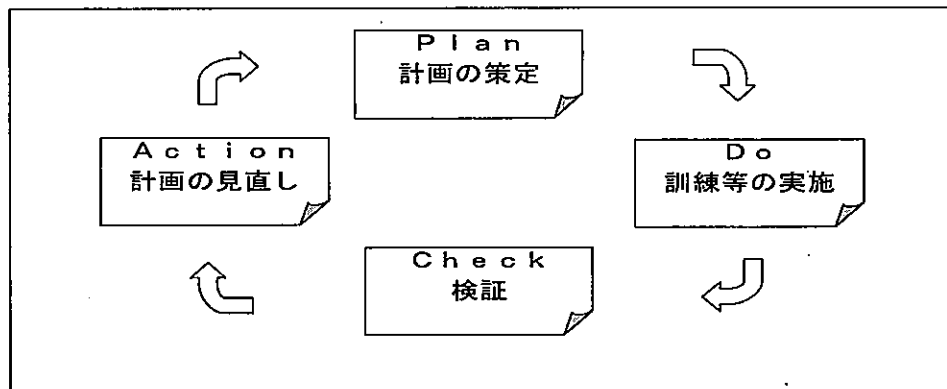
注) 各主体におけるBCP作成の基準を示すため、東日本大震災において、被害が甚大であった地域の状況を参考に設定したもの。

11 BCP作成の進め方

各BCP作成主体は、当指針を基本としながら、各分野のWGで示されたBCPモデル等のガイドラインに沿って、作成を進める。

12 BCP策定後のマネジメント(持続的な改善)

計画策定後においては、定期的な訓練や検証作業を通じた計画の問題点の発見、組織改正及び施設設備等の改善等に伴い、Plan(計画の策定)、Do(訓練等の実施)、Check(検証)、Action(計画の見直し)といったPDCAサイクルを通じて、策定された計画の持続的な改善を推進する。



鳥取県庁業務継続計画（BCP）の概要について

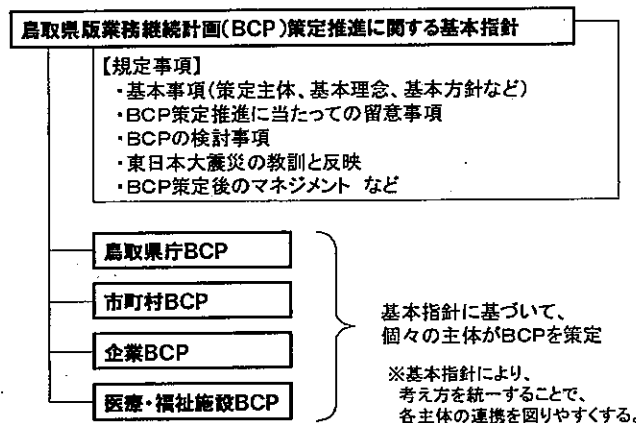
1 計画の目的

この計画は、あらゆる緊急事態が発生した場合においても、県民生活や社会経済活動に対する行政サービスを継続するため、県庁の機能を維持し、県民の生命、身体及び財産の保護及び県内の経済活動への影響を最小限に抑えることを目的とする。

2 計画の位置付け

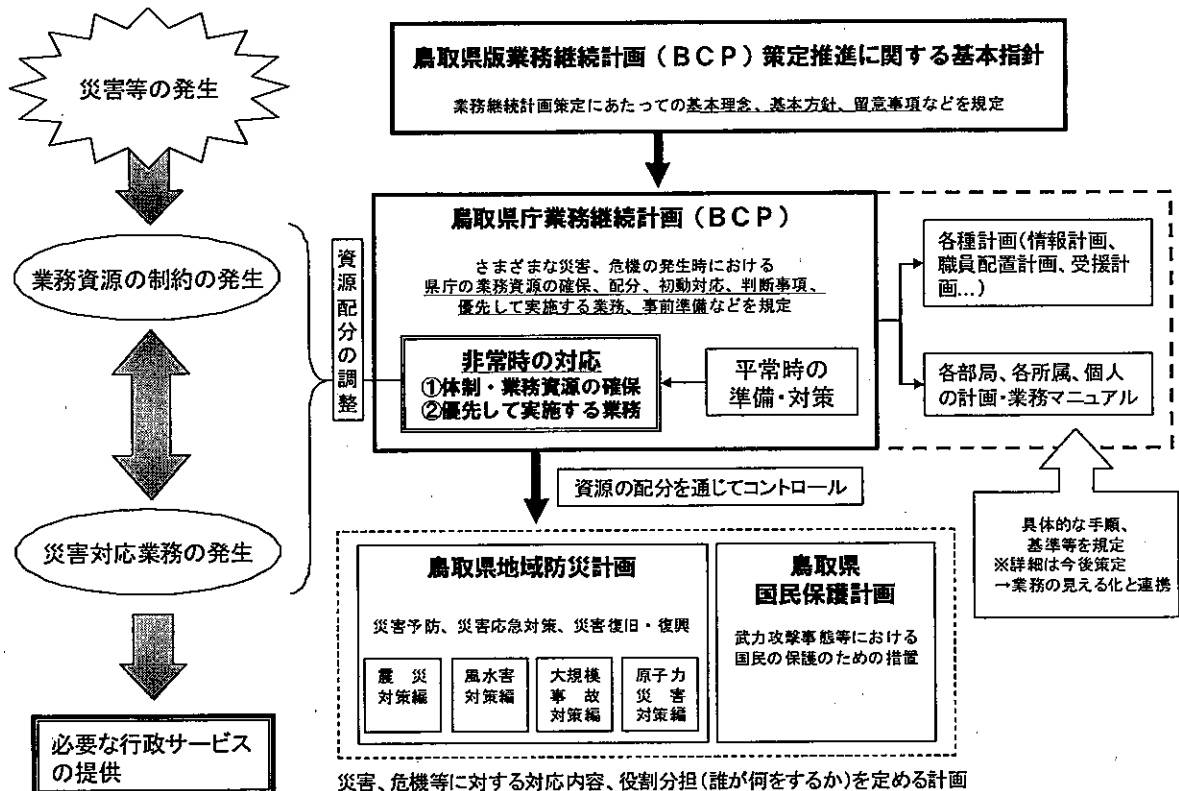
この計画は、県、市町村、企業、医療・福祉施設と連携した地域全体の業務継続計画である「鳥取県版BCP」の取組の一つであり、「鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針」に定められている理念や考え方を基準としている。

基本指針を共通の基準とすることにより、他主体（市町村、企業、病院・福祉）BCPと連携し、県民に対する生活サービスに係るサプライチェーンの1つとして、県下齊一な業務継続を図り、もって「災害に強い鳥取県」の一翼を担う。



3 他の計画等との関係

この計画は、当県の災害対策等の基本計画である「鳥取県地域防災計画」及び「鳥取県国民保護計画」との整合を図り、これら計画で位置付けられている非常時優先業務等を県の業務資源が制約を受けた場合においてもより高いレベルで実施できるようにするものである。



4 業務継続の方針

1. 県民の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、県庁機能の低下に伴う、県民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、まず非常時優先業務を最優先に実施する。
2. 非常時優先業務に資源を集中させるため、必要となる人員や資機材等の確保・配分は、全庁横断的に統制するとともに、さらに不足する場合は、県の内外を通じて広域的に統制する。
3. 非常時優先業務以外の通常業務は、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で、人員等の業務資源の状況に応じ、優先順位をつけ、順次、早期に再開を目指す。

5 計画の適用

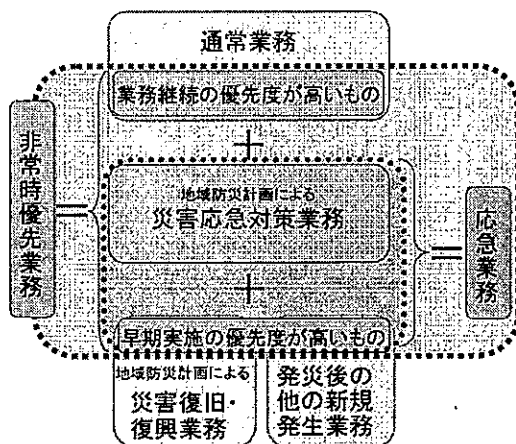
対象とする緊急事態	特定の災害等に係る想定パターンを特定せずに、県民生活に影響を及ぼし、県庁の非常時優先業務の実施に支障を及ぼすあらゆる緊急事態を対象とする。
対象とする機関	本庁地区に所在する知事部局、企業局、病院局、教育委員会を対象。 総合事務所等その他の地方機関については、市町村の業務継続計画との連携と整合性を図り、平成24年度に策定する。
対象とする期間	東日本大震災の教訓をもとに、緊急事態が発生してから約3箇月間までに着手する非常時優先業務を対象とする。(当面、発災初期を中心として対応を計画する。)
被害の想定	あらゆる緊急事態に対処するため、発生する緊急事態(災害)ではなく、その緊急事態により生じた業務資源の使用不能などの結果事象に焦点をあわせて、被害を想定する業務資源は、基本的に使えないとの前提により検討を始める。 計画の実効性を確保するため、地震・津波などの被害想定シナリオに基づくシミュレーションを行い、その結果を計画に反映させる。

6 非常時優先業務の選定

災害時に発生する対応業務や県庁全体の業務の中から優先度の高い通常業務を選定し、緊急事態発生直後から業務が適切に実施できる体制をあらかじめ整える。

非常時優先業務	業務の中断や業務開始の遅延が県民の生命、身体、財産の保護等に災禍を及ぼす影響が発生し、社会的な対応が強く求められる業務。
応急業務	「鳥取県地域防災計画」、「鳥取県国民保護計画」等で示されている県民の生命・身体・財産を守るための業務に加えて、それらを実施するために不可欠な業務を含み、全庁体制で実施する必要がある業務。
継続の優先度の高い通常業務	その業務を実施しなければ県民生活に混乱を招いたり、県の組織が維持できなくなる等のおそれがある県民生活に密接に関わる業務や、県庁の基幹的な組織機能やオフィス機能を維持するための業務。

非常時優先業務のイメージ



非常時優先業務の数及び業務継続に必要な職員数

段階	業務開始 目標時間	非常時優先業務 の延べ業務数	必要職員数
初動段階	3時間	110業務	696人
	1日	214業務	695人
応急段階	3日	284業務	739人
	1週間	296業務	808人
	2週間	297業務	784人
	1ヶ月	297業務	769人

7 必要な業務資源の確保

業務に必要な資源の現状を分析し、非常時優先業務に要する資源を重点的に管理することにより、業務継続を効果的に達成する。

また、今後、予算化等を検討する業務資源の確保対策について、対策実施計画を策定する。

確保すべき業務資源

資源区分		方針・対策
人的資源		①所属ごとに参集計画を策定し、職員の確保見込みを把握。 ②各職員に安否確認を行い参集できる職員の概数を把握。 ③事前に配置計画を策定するとともに、状況に応じて部局内、県庁全体で職員の再配置により調整。 ④他自治体の応援、ボランティア、NPO等の活用。
物的資源	庁舎	①建物、ライフライン等の使用可否を判断するとともに、建物等が使用不能な場合は、代替え拠点移転を判断。(東部総合事務所など) ②代替え拠点に必要な資機材を事前に整備。
	活動スペース	①非常時優先業務を実施する所属、参集する防災関係機関等に対して、活動スペースを優先的に割り当て。 ②調整手順等の体制や設備、機材等の整備。 ③キャビネットの固定や、5S(整理、整頓、清掃、清潔、習慣化)の徹底。
	電力	①非常用自家発電設備の稼働に必要な重油確保の見込みを検討し、確保が困難な場合には、電力調達が可能な代替え拠点への移転を実施。 ②非常用コンセントの所在確認、パソコン等を使用しない代替え方法の検討、準備。
	上下水道	①職員、所属による飲料水の備蓄。 ②簡易トイレの備蓄の拡充。
	通信ネットワーク	①固定電話以外の手段(携帯電話、災害時優先電話、衛星携帯電話等)の利用あるいは、代替え手段を検討、準備
	情報システム	①災害対策本部が使用する基盤的な情報システム及びインターネット接続を最優先に早期復旧。 ②パソコン内等のデータのバックアップ、手作業等による代替え方法を検討、準備(システム管理者による情報システムBCPの策定)。
	備品、消耗品等	①継続的に消費するものについては、備蓄目標を設定して3週間分の備蓄を確保。 ②職員用の食料、飲料水は、発災当初の必要人員の3日分を備蓄。 ③県庁への避難者、来庁者のための食糧等を備蓄する。

8 計画の発動、解除

業務継続計画の発動する場合及び発動を解除する場合の考え方を定める。

計画の発動	県内あるいは県の業務に影響を及ぼすおそれがある緊急事態が発生した場合に、本計画を発動する。
計画発動の解除	非常時優先業務が、高い水準で実施されるようになり、資源再配分の調整の必要がなくなった場合に、本計画の発動を解除する。

9 初動対応、対応判断

災害等の発生時の初動対応、代替え拠点への移転等の判断について、その手順や考え方を定める。

鳥取県庁BCPにおける初動対応の流れ

時間経過	対応手順等
発災直後 (約30分)	<勤務時間内に発災した場合> ①職員、来庁者の安全確保 ②使用可能な通信手段等の確認 ③職員の安否確認
	<勤務時間外に発災した場合> ①安否確認～参集 ②庁舎、執務室の安全確保 ③使用可能な通信手段等の確認
発災直後 ～ 数時間	①指揮命令システムの確保 ②職員の安否確認状況の把握 ③職員の参集状況の把握 ④庁舎建物の応急的な耐震診断 ⑤使用可能な業務資源、活動スペースの確保 (状況に応じて代替え拠点への移転等を判断) ⑥人的資源の確保 (応援要請) (明らかに大規模な被害が発生していると判断される場合は、被害状況等の確認を待たずに他の都道府県等に応援職員の派遣を要請する。)
数時間後～	①職員の配置調整 ②非常時優先業務に要する資源の配分調整
1日～	①交代勤務態勢の整備

10 計画の見直しと業務継続マネジメント (BCM) の構築

この計画は、計画的な訓練や実際の対処等を通じて継続的に改善する。

このため、継続的な改善のサイクル (PDCAサイクル) を通じて、県庁の業務継続力の持続的な改善を行う業務継続マネジメント (BCM) を構築する。

改善計画を作成し、毎年度当初に定期的な見直し、改善を行う。

11. 教育訓練

業務継続能力の継続的な向上を目的とした訓練内容を体系的に定めた「訓練科目表」を作成し、段階的かつ計画的に訓練を実施する基盤を作成する。

訓練の実施により、職員及び組織の能力、さらには意識を向上させる。

また、訓練を通じて抽出された問題点等により、計画の検証、修正を行う。

東日本大震災避難者等総合支援チーム会議について

平成 24 年 5 月 21 日
総務課／危機管理政策課

東日本大震災に係る県内避難者への支援についてはこれまで東日本大震災支援対策本部において行ってきましたが、東日本大震災から 1 年を経過し、避難者受入のための応急的な支援から、県内での避難者の定住をも視野に入れた中・長期的な支援に移行するため「東日本大震災避難者等総合支援チーム」を立ち上げることとし、第 1 回の会議を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日 時 4 月 27 日 (金) 午後 1 時 30 分～2 時 15 分
- 2 場 所 県災害対策本部室 (県庁第二庁舎 3 階)、各総合事務所 (テレビ会議)
- 3 出席者 統轄監、関係部局長、総合事務所長等
- 4 議題と協議結果

主な議題	対応方針又は協議結果
福島県からの避難者への内部被ばく検査	福島県からの避難者のうち検査を希望する者に対し無料で実施 ○検査日時・場所 ・中部：5 月 25 日、26 日 (中部総合事務所福祉保健局) ・西部：6 月 1 日、2 日 (西部総合事務所福祉保健局) ・東部：6 月 8 日～10 日 (東部総合事務所福祉保健局) ○検査の流れ 受付→検査内容の説明→測定 ○検査結果の通知 検査当日に簡単に説明の上、正式結果は後日郵送
公営住宅の入居期間	県営住宅の入居期間を 3 年に延長 (厚労省からの通知を受けて、福島県知事から各県知事宛に福島県からの避難者に対し応急仮設住宅の供与期間を最長 3 年に延長するよう依頼) →県の職員住宅、教職員住宅も 3 年で対応 →市町村営住宅については市町村へ情報提供を行い、同様な取扱いとなるよう働きかけ
避難者の交流、生活再建・自立支援	とっとり東北県人会等と協働した地区別交流会の定期的開催、県域交流会の開催、市町村、ハローワーク等関係団体との意見交換
移住定住を視野に入れた雇用調整のプラットフォーム機能	ハローワークや市町村等と連携した支援を引き続き実施するとともに、ミドル・シニア仕事ぶらざを活用した個別支援について実施する
子供の心のケアの対応	・福祉相談センター (東部)、児童相談所 (中・西部) での相談実施について連絡先を案内 ・スクールカウンセラーによる被災児童・生徒の心のケアの実施
各地区における避難者のワンストップ相談窓口	総合事務所及び市町村の窓口を改めて周知 →あわせて、避難者からの相談に対し、コンシェルジュ的な対応ができるよう市町村と対応について相談
石ノ森萬画館 (石巻市) の支援の検討	5 月中旬を目途に石ノ森萬画館と打合せを行い、取組みを展開 <取組案 (アイデア段階)> 応援メッセージの募集、石ノ森萬画館の企画展示、国際マンガサミット鳥取大会への招致

(参考) 東日本大震災避難者等総合支援チーム

トップ：統轄監		支援項目	担当機関
避難者支援	交流	避難者間の交流支援	とっとり暮らし支援課
		被災地からの情報窓口 (復旧復興情報)	広報課
	健康	福島県からの避難者の被ばく検査	医療政策課
	補償	補償相談	政策法務課
	住居	公営住宅確保・相談窓口	住宅政策課
	就業	避難者の雇用対策	雇用人材総室
		被災地の農業者受入対策	経営支援課
	生活	避難被災者生活支援金	福祉保健課
	教育	児童生徒受入支援	教育委員会
	調整	避難者受入支援総合窓口	とっとり暮らし支援課
	全国避難者情報システム	自治振興課	
企業支援	被災地企業移転支援	産業振興総室	
事務局	交流・健康等の避難者支援の各地域の総合窓口、市町村との連携	総合事務所	
協力機関		総務課・危機管理局 弁護士会・司法書士会	

人形峠環境技術センターによるストレステスト結果について

平成24年5月21日

危機対策・情報課

人形峠環境技術センターより、原子力安全・保安院に提出した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた核燃料サイクル施設の安全性に関する総合的評価」(ストレステスト)について、以下のとおり内容の報告がありました。

1 日時、場所

(1) 日時

5月7日(月)午前10時30分～11時

(2) 場所

危機管理局長室(第二庁舎3階)

2 参加者

(1) 人形峠環境技術センター

環境保全技術開発部次長、環境技術課長、総務課長

(2) 鳥取県

危機管理局長、原子力安全対策室長

3 ストレステストの目的

- ・ 地震等の自然現象により、加工施設の設備等の持つ安全機能が喪失し、設計上の想定を超える事象まで進展した場合における加工施設の安全性に関する潜在的な脆弱性を明らかにする。
- ・ 設計上の想定を超える事象(震度7)に対する安全性を総合的に評価

4 報告内容

- ・ 滞留ウラン除去設備、均質設備、貯蔵設備について、設計上の想定を超える事象(地震、地震+大雨、火災)が発生した場合に、万が一、施設周辺への放射線漏れが起こった場合でも、周辺監視区域外に漏れる放射線量は法定基準(1mSv/年)を下回り、人体に影響はない程度である。
- ・ 同時に可能な限りの被ばくの低減化の観点から、マニュアルの整備、資機材の追加配備などの改善措置を実施する。
- ・ 今後、原子力安全・保安院において評価がとりまとめられる予定。

(参考)

1 ストレステストの経緯

- ・ 核燃料サイクル施設の安全性に関する総合的評価の通称
- ・ 原子力安全・保安院が、平成23年11月25日に、福島第一原子力発電所における事故を踏まえ、核燃料サイクル事業者に対して、施設の安全性に関する総合評価を行い、その結果について、4月までに報告を求めていたもの。

2 人形峠環境技術センター

- ・ (独)日本原子力研究開発機構の事業所のひとつ
- ・ ウラン濃縮原型プラント加工施設がストレステストの対象
- ※ 2010年まで濃縮ウランを製造していたが、現在は稼働しておらず、出荷作業も未実施
- ・ 岡山県苫田郡鏡野町上齋原に位置し、EPZ(約500m)の一部が鳥取県にかかる

平成24年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の結果について

平成24年5月21日

危機対策・情報課

県の原子力防災体制の整備について、今後のあり方及び本年度の整備について検討するため、以下のとおりプロジェクトチーム（PT）会議を開催しました。

1 日時、場所

5月9日（水）午後3時～5時、災害対策本部室（第二庁舎3階）

2 参加者

- ・ 知事、副知事、統轄監
- ・ 各部局長、企業局経営企画課長、病院局総務課長、教育委員会事務局次長、警察本部警備第二課長
- ・ 各総合事務所、米子市、境港市 …テレビ会議参加
- ・ 危機管理局長、危機管理局副局長、危機対策・情報課長、原子力安全対策室長

3 決定事項

(1) 5WGを設置

No.	WG	検討内容
1	体制整備構想	原子力防災体制の整備ロードマップ、運用体制の基準
2	避難	住民避難（一般、災害時要援護者、児童・生徒等）
3	モニタリング	平常時モニタリング、緊急時モニタリング
4	被ばく医療	被ばく医療機関、スクリーニング、安定ヨウ素剤
5	普及啓発・広報	平常時・緊急時の広報、講演

(2) 原子力防災専門家会議の開催

6月頃開催し、県の防災対策整備の方向性等について、指導助言を受ける
※放射線、被ばく医療及び原子炉工学の専門家9名

(3) 福島県への調査チームの派遣

5月11日（金）、危機管理局長以下8名、福島県庁及び南相馬市

4 提出された主な課題

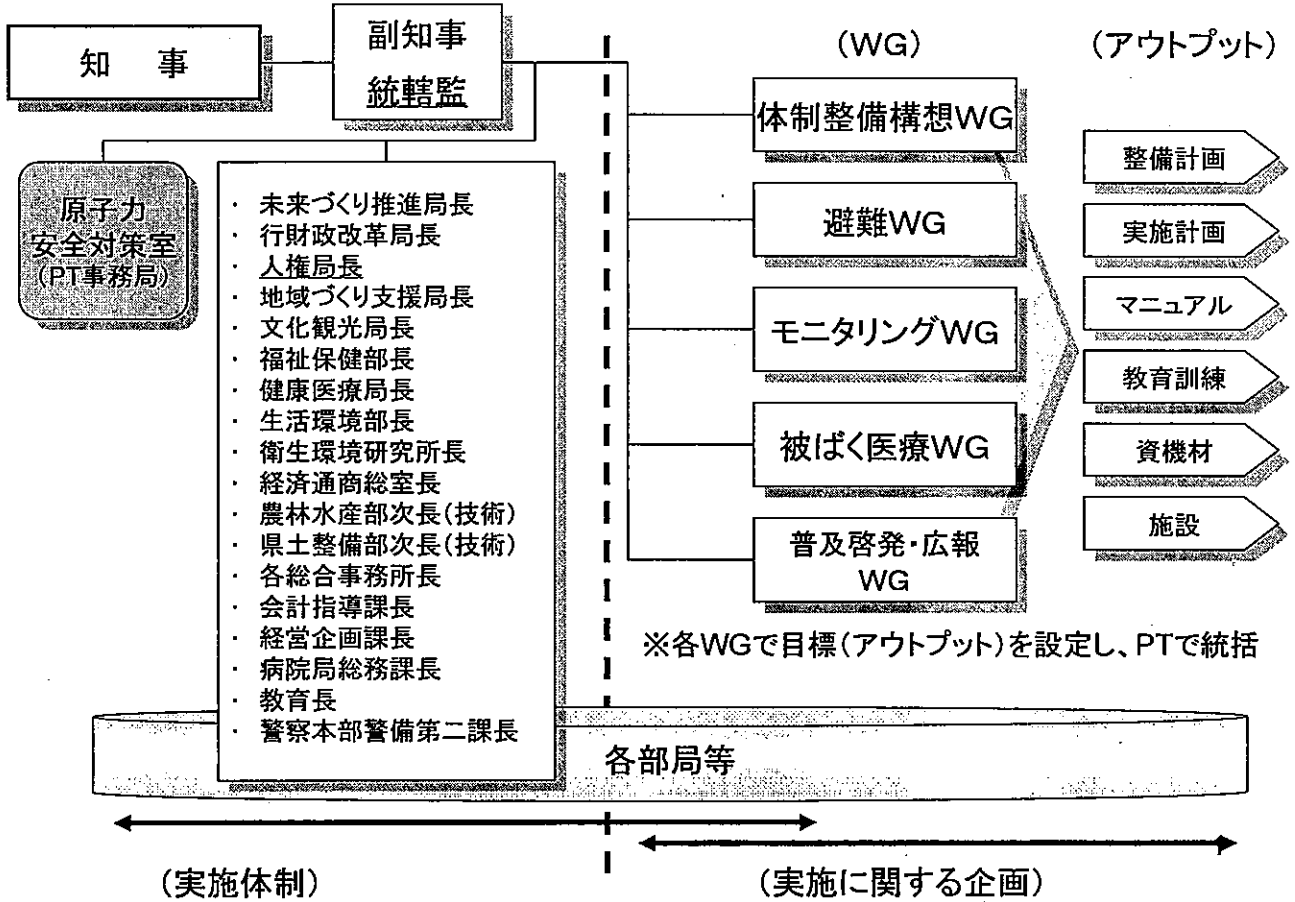
- ・ 自家用車の利用など現実的な輸送手段の検討
- ・ 避難道路の確保
- ・ 入院患者等の避難車両の確保
- ・ 安定ヨウ素材の配布方法（家庭への事前備蓄、乳幼児への投与）等

(参考)

○原子力安全対策プロジェクトチームについて

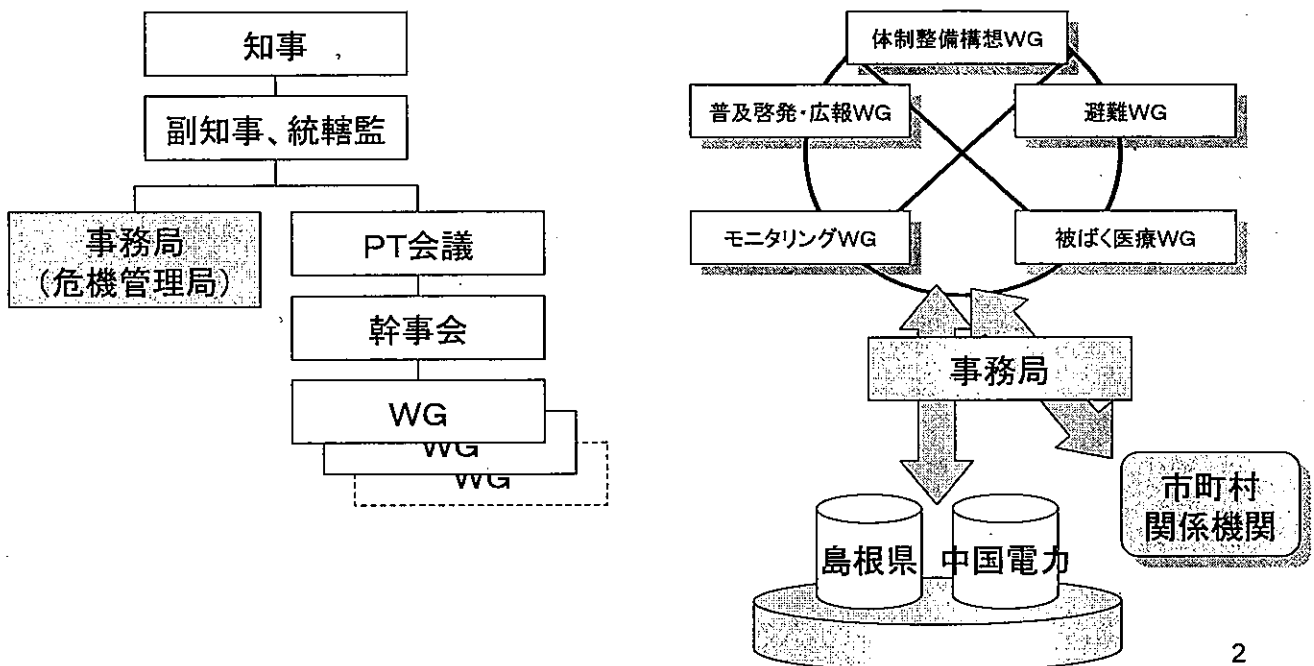
島根原子力発電所にかかる原子力防災体制を全庁的体制で早期に整備するため、知事を長として、関係部局の部長等で構成。平成24年1月31日に第1回を開催し、今回で通算3回目。

実施体制「原子力安全プロジェクトチーム(PT)」



WG実施体制

- WG間の連携は、WG間で行う。
- 共通事項、進捗、内容の幅・深さの整合については幹事会で協議する。
- 市町村及び関係機関との対外調整部分は、事務局で協議の場を設定する。
- 島根県、中国電力と共通のプラットフォームの設置を目指す。



福島県現地状況調査の概要について

平成24年5月21日
危機対策・情報課

福島第一原子力発電所事故に対する福島県における対応及び教訓について、県の原子力防災体制整備に役立てることを目的として以下のとおり福島県庁等に調査チームを派遣し、調査を行いました。

1 場所等

(1) 福島県庁

5月11日(金) 午前9時～11時20分(安定ヨウ素剤関係は、別途、午後2時～)

(2) 南相馬市立総合病院

同日 午後2時～3時20分

(3) 南相馬市内被災地

4月16日に警戒区域が解除になり、避難指示解除準備区域※となった地域

※年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域で住民の一時帰宅が可能となった区域

2 相手方

(1) 福島県庁

保健福祉部長ほか当時の担当者

(2) 南相馬市立総合病院

病院長ほか

3 参加者等

(1) 危機管理局長ほか7名(※関係課職員で構成)

※福祉保健課、医療指導課、健康政策課、業務効率推進課、政策法務課、危機対策・情報課

(2) 福島県職員及び南相馬市立総合病院長から聞き取り

4 調査内容

(1) 福島県庁

ア 全般

・現在でも災害対策本部を引き続き設置するとともに、東日本大震災復旧・復興本部を設置し、復興にあっている

イ 原子力災害対策本部

・編成、関係機関との役割分担・連携
・国・電力業者との情報共有方法
・最大約300人で編成

ウ 避難

・避難所運営、避難指示の状況、交通規制
・災害時要援護者に対する対応、福祉避難所の指定状況

エ 被ばく医療

・スクリーニングの資機材
・安定ヨウ素剤の配布

オ 損害賠償

・「原子力損害対策課」「原子力賠償支援課」を設置し、国等への働きかけや電力会社との折衝、県民に対する相談支援を実施

(2) 南相馬市立総合病院

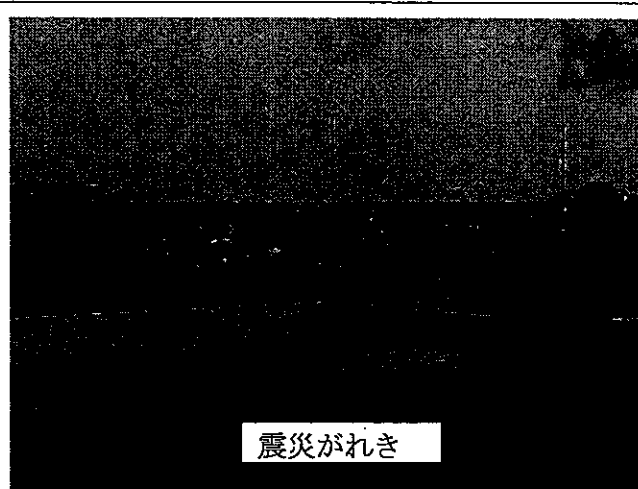
ア ホールボディーカウンタ(鳥取県より貸与)による内部被ばく検査の状況

イ 原子力災害時における病院の対応、災害時医療のあり方と職員の対応、入院患者の避難

(参考) 被災現場の様子 (南相馬市内)



津波により倒れた電柱



震災がれき



津波により損壊した家屋



小高区国道沿い



津波で流された車



仮設住宅

緊急速報（エリア）メールの運用開始について

平成24年5月21日
危機対策・情報課

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害等緊急時において住民等へ幅広く迅速に情報を伝達する手段を検討してきましたが、このたび、災害等緊急事象発生時における携帯電話による緊急速報（エリア）メールの配信サービスについて、下記の携帯電話会社3社ともに利用できるようになり、それぞれ調整がととのいましたので、鳥取県では、当該メールサービスを利用して緊急情報を配信することとしました。

今後、災害時においては、県ホームページやあんしんトリピーメール等に加え、特に下記4に掲げる緊急性が高い事象の発生状況によっては市町村と連携しながら、当該メールサービスを利用して情報配信することとします。

記

1 緊急速報（エリア）メールについて

災害等緊急事象発生時において、国民保護に係る警報等の情報を配信元（県）が指定したエリア（市町村単位）の携帯電話利用者に対して一斉にメールを配信します。

2 利用登録した携帯電話会社とそのサービス名

会社名	メールサービス
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	緊急速報「エリアメール」
KDDI株式会社	緊急速報メール
ソフトバンクモバイル株式会社	緊急速報メール

3 配信開始日

平成24年6月1日（金）

4 県が独自に配信する情報

県民の身体・生命及び財産に重大な影響を及ぼす情報、又は及ぼす恐れのある情報のうち、特に緊急性の高い以下の情報について、当該メールサービスを利用して情報配信を行います。

【配信情報】

（1）県が主体的に配信する情報

- ①国民保護にかかわる警報（弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報） など
- ②津波警報、大津波警報（自動配信をしていない会社分のみで自動配信を開始するまで実施） など

（2）県が市町村からの依頼に応じて配信する情報

（※市町村が配信すべき情報を配信できない状況となった場合）
避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域情報

【参考】

（1）携帯電話会社により自動配信される気象庁の情報

- ①緊急地震速報（2に記載の会社により運用開始済み）
- ②津波警報及び大津波警報（2に記載の一部の会社により運用開始済み）

（2）一部の市町村が配信予定の情報

避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域情報 など

※5月11日時点で17市町村が緊急速報（エリア）メールの利用登録済み

5 その他

(1) 緊急速報（エリア）メールの概要

- ・携帯電話会社（2に記載した会社）が管理するシステムを利用してメールを配信
- ・配信元（県）が指定した配信エリア（市町村単位）内にいる携帯電話利用者に対してメールを配信
- ・携帯電話利用者は事前の利用申し込みが不要で、通信料も発生しません

(2) あんしんトリピーメールと緊急速報（エリア）メールの違い

区分	あんしんトリピーメール	緊急速報（エリア）メール
配信情報	防災・危機管理情報や生活安全情報など多様な情報を配信	緊急地震速報や2に記載した会社により指定された情報に限定
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録が必要 ・登録者のみに配信 (パソコンにも配信可能) (利用登録者数：約9,500人 (平成24年5月1日現在))	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録不要 ・配信エリア（市町村単位）内にいる(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンクモバイル(株)の受信可能な全ての携帯電話利用者に配信。 (例：配信エリア内に居住していない観光客等にも配信) ※鳥取県内の携帯電話加入契約数： 約474,000（平成23年12月末現在（総務省中国総合通信局調べ））
着信時	マナーモードの設定は保持	マナーモードの設定にも関わらず着信音が鳴動（※ただし、一部の機種や個別の設定により鳴動しないものがある）
文字制限	10,000字	(株)NTTドコモ：515字 KDDI(株)：515字 ソフトバンクモバイル(株)：186字

(3) 緊急速報（エリア）メールが受信できないケース

緊急速報（エリア）メールについて、以下の事項に該当する場合は配信されませんので、各利用者が事前に確認する必要があります。

- ・携帯電話の電源が入っていない場合
- ・通話中の場合
- ・利用者が携帯電話の利用圏外にいる場合
- ・携帯電話の機種が古く、サービスに対応していない場合
- ・対応機種でもメールの受信設定を「受信しない」にしている場合 等

4月21日から22日及び25日から26日の暴風による被害状況について (平成24年5月8日現在)

平成24年5月21日
危機対策・情報課

1 暴風の概要（鳥取気象台資料による）

(1) 4月21日警報発表分

日本の東海上の高気圧と四国南岸や日本海を進む低気圧との間で、気圧の傾きが強まり暴風となった。また、日本の東海上の高気圧が停滞していたため、この状態が続き、暴風も長期間に渡った。

(2) 4月25日警報発表分

低気圧が発達しながら日本海を北東に進んだため、25日夜のはじめ頃から南風が強まった。

※ 4月21日から26日にかけての風速の最大値は次のとおり

県内の最大風速（10分間の平均風速の最大値）24.7 m/s（観測点：鳥取市湖山 4/22 11:32）

県内の最大瞬間風速（瞬間風速の最大値）38.1 m/s（観測点：鳥取市湖山 4/22 13:11）

2 県の体制

(1) 4月21日警報発表分

4月21日午後6時29分 暴風警報発表（鳥取・倉吉・米子地区）に伴い鳥取県地域防災計画に基づく注意体制（危機管理局・農林水産部・県土整備部で職員配備）

4月22日午後3時27分 暴風警報解除（強風注意報へ切り替え）に伴い注意体制を解除

(2) 4月25日警報発表分

4月25日午後6時30分 暴風警報発表（鳥取・倉吉・米子地区）に伴い鳥取県地域防災計画に基づく注意体制（危機管理局・農林水産部・県土整備部で職員配備）

4月26日午前6時35分 暴風警報解除（強風注意報へ切り替え）に伴い注意体制を解除

3 被害状況（取りまとめ時点で把握している状況）

区 分		箇所数等		被害額（千円）	備 考
		4/21-22	4/25-26		
人的被害		8名	1名		別紙1-1のとおり
住家被害	全壊	棟	棟		別紙1-2のとおり
	半壊	棟	棟		
	一部破損	4棟	棟		
	床上浸水	棟	棟		
	床下浸水	棟	棟		
	計	4棟	棟		
農林水産業施設等被害	農作物			11,522	別紙2のとおり
	農地・農道	箇所	箇所		
	林地・林道				
	水産	隻	隻	100	
	農業用施設被害			177,532	
	計			189,154	
公共土木施設被害	河川	箇所	箇所		なし
	海岸	箇所	箇所		
	砂防	箇所	箇所		
	道路	箇所	箇所		
	橋梁				
	その他				
計	箇所	箇所			
非住家	非住家	3棟	棟		別紙1-2のとおり
	公共建物	棟	棟		
	計	3棟	棟		
その他	断水被害	戸	戸		なし
	孤立集落	箇所	箇所		
被害額累計				189,154	

4 停電の情報

(1) 4月21日警報発表分

以下のとおり14箇所が発生しましたが、4月22日午後7時24分に全戸復旧しました。

停電状況	現状
1) 4月22日午前0時28分に、倉吉市石塚・小鴨・上古川・鴨河内・北野・黒見・西倉吉町・福光・福山の9地区で停電発生。戸数は約310戸。→午前8時53分全戸復旧。原因は強風のため、高圧線が外れたことによる。	全戸復旧
2) 4月22日午前1時26分に、三朝町坂本・俵原・三徳の3地区で停電発生。戸数は約390戸。→午前5時09分全戸復旧。原因は調査中。	全戸復旧
3) 4月22日午前1時34分に、琴浦町浦安・三保の2地区で停電発生。戸数は約1900戸→午前9時50分全戸復旧。高圧線が外れたことによる。	全戸復旧
4) 4月22日午前4時39分に、大山町豊房・岡・加茂・倉谷・小竹・下市・高田・高橋・殿河内・豊成・羽田井・東坪・松河原の13地区で停電発生。戸数は約390戸。→午前4時57分全戸復旧。原因は調査中。	全戸復旧
5) 4月22日午前4時59分に、米子市淀江町稲吉、本宮及び西伯郡大山町赤松の3地区で停電発生。戸数は約430戸。→午後4時10分全戸復旧。原因は電線同士の接触。	全戸復旧
6) 4月22日午前6時17分に、北栄町瀬戸・原・六尾・由良宿の4地区で停電発生。戸数は約2700戸。→午前9時14分全戸復旧。高圧線が外れたことによる。	全戸復旧
7) 4月22日午前6時46分に、若桜町諸鹿、八頭町北山・志谷・富枝・稗谷・妻鹿野の5地区で停電発生。戸数は約1200戸。→午前11時45分全戸復旧。原因は樹木倒壊。	全戸復旧
8) 4月22日午前7時17分に、大山町上万・平田・保田の3地区で停電発生。戸数は約2300戸→午前11時8分全戸復旧。原因は高圧線が外れたことによる。	全戸復旧
9) 4月22日午前9時5分に、大山町今在家、佐摩の2地区で停電発生。戸数は約450戸。→午後7時24分全戸復旧。原因は電柱倒壊(3本)。	全戸復旧
10) 4月22日午前9時49分に、鳥取市湖山町西2丁目、南4・5丁目で停電発生。戸数は約810戸。→午後0時39分全戸復旧。原因は部品脱落による漏電。	全戸復旧
11) 4月22日午前10時15分に、鳥取市国府町雨滝・荒舟・石井谷・大石・上荒舟・神護・木原・捨石・菅野・清水・栃本・殿・中河原・楠城・新井・松尾・山崎・吉野・上地の19地区で停電発生。戸数は約3000戸。→午後1時46分全戸復旧。部品脱落による漏電。	全戸復旧
12) 4月22日午前10時49分に、三朝町大瀬・小河内・柿谷・鎌田・下谷の5地区で停電発生。戸数は約1200戸。→午前10時57分全戸復旧。原因は調査中。	全戸復旧
13) 4月22日午前11時11分に、倉吉市穴窪・大塚・新田、北栄町江北・国坂の5地区で停電発生。戸数は約2800戸。→午後0時48分全戸復旧。原因は電線の断線。	全戸復旧
14) 4月22日午前11時8分に、湯梨浜町田後・はわい長瀬・久留の3地区で停電発生。戸数は約850戸。→午後1時13分全戸復旧。原因は高圧線が外れたことによる。	全戸復旧

(2) 4月25日警報発表分

以下のとおり1箇所が発生しましたが、全戸復旧しました。

停電状況	現状
1) 4月25日午後9時46分に、湯梨浜町赤池・上橋津・はわい長瀬・橋津・久留・水下・光吉・南谷の8地区で停電発生。午後10時45分現在約520戸。→午後11時43分全戸復旧。原因は高圧線が電柱からはずれたことによる。	全戸復旧

5 公共交通機関の状況 別紙3のとおり

6 休校状況 別紙4のとおり

災害名：4月21日暴風警報による被害状況

【人的被害】

発生日時	発生場所	被災者(判明する範囲で記入)			被災状況(判明する範囲で記入)					発生原因 (判明する範囲で記入)	
		住所	性別	年代	死亡	行方不明	重傷	軽傷	症状等		
4月22日	7:33	倉吉市秋喜		男	20才代				1	後頭部すり傷	パチンコ店駐車場で、従業員に飛んできたフェンスがあたり負傷
4月22日	7:50	若桜町若桜		女	50才代				1	後頭部挫傷	強風にあおられ、家付近の側溝に落ちて負傷
4月22日	11:10	鳥取市今町		女	80才代				1	後頭部皮下血腫	強風にあおられ道路上で転倒し負傷
4月22日	10:49	米子市淀江町小波		女	60才代			1		顔面挫傷、右前腕骨折	玄関のドアを開けた際、強風にあおられ負傷
4月22日	14:17	鳥取市東品治		女	50才代			1		右大腿部骨折	道路を歩行中、強風にあおられ転倒し負傷
4月22日	14:45	鳥取市美萩野		男	60才代			1		左足首骨折	梯子に登り外壁等の修理中に、強風にあおられ梯子から転落し負傷
4月22日	8:35	日野郡日野町金持		男	70才代			1		頬、大腿骨、腰骨折	2階窓修理中、風に煽られ梯子から落下し負傷
4月22日	9時頃	鳥取市鹿野町今市 いまいちホーム	鹿野町今市	男	60才代				1	擦り傷、打ち身	施設の入所者が強風にあおられ転倒、通院
計						0	0	4	4		

災害名：4月25日暴風警報による被害状況

【人的被害】

発生日時	発生場所	被災者(判明する範囲で記入)			被災状況(判明する範囲で記入)					発生原因 (判明する範囲で記入)	
		住所	性別	年代	死亡	行方不明	重傷	軽傷	症状等		
4月26日	9:51	鳥取市美萩野3丁目	鳥取市美萩野3丁目	男	70才代				1	頭部打撲	屋根修理に使用していたはしごが強風により倒れ、軒下で修理の様子を見ていた家人に当たり負傷。
計						0	0	0	1		

災害名：4月21日暴風警報による被害状況

【住家被害】

発生日時	発生場所	破 壊			浸 水			被害概要(判明する範囲で記入)	備 考	
		全壊	半壊	一部破損	床上		床下			
					うち解消	うち解消	うち解消			
4月21日	21:00頃	江府町江尾			1				突風により2階ベランダの屋根が損壊	けが人なし現地確認済
4月22日	6:00頃	米子市淀江町淀江			1				暴風により家の壁が損壊し車にも被害が及んだ。	けが人なし
4月22日	8:00頃	米子市河岡			1				近くの作業小屋が倒壊して接触し、屋根及び壁が損壊。	けが人なし
4月22日	8:00頃	米子市河岡			1				近くの作業小屋が倒壊して接触し、壁が損壊。	けが人なし
計			0	0	4	0	0	0		

【非住家被害】※半壊以上のみ計上

発生日時	発生場所	建物種別	破 壊		被害概要(破壊原因、損壊部位、程度等)	備 考	
			全壊	半壊			
4月22日	7:00	三朝町桜ヶ丘	倉庫	1		強風により前面が剥がれて道路に倒壊	県道(歩道をふさぐ)
4月22日	8:00頃	米子市河岡	作業小屋	1		強風により倒壊し、近くの民家に接触	民家に被害あり
4月22日	7:30	三朝町砂原	倉庫	1		強風により道路(県道鳥取鹿野倉吉道植栽部分)に倒壊	
計				3	0		

暴風による農林水産被害 (平成24年5月8日現在)

○被害金額(判明分のみ)

農作物被害	11,522千円
農業用施設被害	177,532千円
水産関係被害	100千円

合 計	189,154千円
-----	-----------

1 農業関係被害

(1) 農作物被害

品目名	被害規模	被害額	市町村	主な被害状況
すいか	16.54ha	3,942千円	倉吉市 北栄町 琴浦町 大山町 伯耆町 湯梨浜町	苗の死滅
メロン	1.23ha	862千円	湯梨浜町 琴浦町 大山町 倉吉市 北栄町	苗の死滅
ブロッコリー	5.66ha	4,303千円	大山町 米子市 日吉津村 鳥取市	軸の折れ
いちご	0.016ha	2,028千円	湯梨浜町	ビニールハウス倒壊により一部収穫不能
ほうれんそう	0.064ha	387千円	湯梨浜町	ビニールハウス倒壊により一部収穫不能

※梨、白ネギについては、幼果の風すれ、傷み、葉の折れ等があるものの実被害には至っていない。

(2) 農業用施設被害

施設等	棟数等	面積	被害額	市町村	主な被害状況
ビニールハウス	873棟	294,974m ²	129,545千円	鳥取市 倉吉市 米子市 岩美町 八頭町 湯梨浜町 三朝町 北栄町 琴浦町 南部町 伯耆町 大山町 日南町 江府町	ビニールの破損 (被害面積にはトンネルハウス含む) ハウス骨材の破損 ビニールハウスの大破
畜舎	72棟	—	20,880千円	鳥取市 倉吉市 八頭町 三朝町 北栄町 琴浦町 大山町 南部町 伯耆町	屋根、扉、壁の破損 (牛舎、豚舎、鶏舎)
堆肥舎	18棟	—	9,550千円	倉吉市 三朝町 琴浦町 北栄町 大山町 南部町	屋根の破損 倒壊
その他 (資材庫、農具庫)	94棟	—	17,557千円	鳥取市 倉吉市 三朝町 琴浦町 米子市 大山町 南部町 伯耆町	屋根、扉の破損、シャッターの破損、

2 水産関係被害

○鳥取県漁協(淀江支所)で漁船2隻が岸壁と接触し、軽度の擦れ(被害金額; 10万円)

暴風の影響に係る県内の公共交通機関の状況

1 4月21日発表暴風警報(運行日:4/22日(日))

(1) 鉄道

会社・線名	普通・快速	特急・急行	摘要
◆JR山陰本線	○米子-鳥取間、鳥取-浜坂間で運転を見合わせ ※鳥取-米子間でバス及びタクシーによる代替輸送を実施	○米子-鳥取間、鳥取-浜坂間で運転を見合わせ ※鳥取-米子間でバス及びタクシーによる代替輸送を実施 【運休】 特急はまかせ5号 大阪(18:05)発 鳥取(22:30)行	
◆JR伯備線	○一部の列車に運休や大きな遅れが発生	○一部の列車に運休や大きな遅れが発生	
◆JR境線	○平常運行	-	
◆JR因美線	○一部列車に運休や遅れが発生	-	
◆智頭急行線	○平常運行	○平常運行	
◆若桜鉄道線	○一部列車に遅れが発生	-	

(2) バス

高速・路線バスの路線名等	運行状況	摘要
【路線バス】 ◆東部地区 ◆中部地区 ◆西部地区	【路線バス】 ○平常運行 ○平常運行 ○平常運行	
【高速バス】 ◆東部地区 ◆中部地区 ◆西部地区	【高速バス】 ○平常運行 ○平常運行 ○平常運行	

(3) 航空便

路線名	運航状況	摘要
【鳥取空港】 ◆鳥取～東京便	【欠航】 292便(鳥取発)、293便(羽田発)、294便(鳥取発)、295便(羽田発)、 296便(鳥取発)、297便(羽田発)、298便(鳥取発)、299便(羽田発)	
【米子鬼太郎空港】 ◆米子～東京便 ◆米子～ソウル便(火・金・日曜日運行)	【欠航】 811便(羽田発)、813便(羽田発)、814便(米子発)、 816便(米子発)	

2 4月25日発表暴風警報(運行日:4/26日(木))

(1) 航空便

路線名	運航状況	摘要
【鳥取空港】 ◆鳥取～東京便	【欠航】 294便(鳥取発)	

別紙 4

暴風（4月25日警報発表）に伴う授業等への影響について
（平成24年4月26日午前10時現在）

※4月21日発表の暴風については、土曜日・日曜日であったためとりまとめをしていない。

○県立高等学校

学 校 名	状 況
鳥取湖陵高等学校	午前休校
智頭農林高等学校	午前休校
倉吉西高等学校	休校

○県立特別支援学校

学 校 名	状 況
鳥取養護学校	1時間遅れで始業

○公立小中学校

学 校 名	状 況
倉吉市立全小学校（14校）	休校
琴浦町立全小学校（8校）	休校
〃 全中学校（2校）	休校

【詳細についての問い合わせ先】

高等学校課 0857-26-7787
特別支援教育課 0857-26-7598
小中学校課 0857-26-7510

鳥取方式の地域消防防災体制を推進する有識者会議の開催結果について

平成24年5月21日
消 防 防 災 課

平成23年度に実施した鳥取方式の地域消防防災体制検討事業検討委員会で提示された最終取りまとめ内容の課題を解決するため、鳥取方式の地域消防防災体制を推進する有識者会議を開催し、10年後を見据えた重点的な取り組みの方向性についての提言が行われました。

1 開催日時 5月9日(水) 午後1時00分から3時00分まで

2 開催場所 鳥取県危機管理局長室

3 議 事

- (1) 鳥取方式の地域消防防災体制検討事業の取りまとめ内容について
- (2) 取りまとめ内容を踏まえた方向性について(中長期的な戦略的対策)
- (3) 有識者会議による提言内容について

4 有識者会議の構成

鳥取方式の地域消防防災体制検討事業検討委員会検討委員の有識者4名

- (1) 委員長:放送大学鳥取学習センター 所長 西田良平 氏
- (2) 委員構成:鳥取大学大学院工学研究科 教授 松原雄平 氏
鳥取大学地域学部地域政策学科 教授 藤井 正 氏
関西学院大学総合政策学部 教授 室崎益輝 氏

5 提言に当たって

鳥取方式の地域消防防災体制検討事業検討委員会での最終取りまとめでは、消防団や自主防災組織の活動内容等地域ごとに実情が異なること等もあり、防災力を向上させるための多くの対策が提案され、市町村による選択肢を広げることで、地域全体の防災力を高める内容が提示された。

鳥取方式の地域消防防災体制の構築は、検討委員会で提示された対策の実施による着実な積み上げと、10年後を目指した中長期的な戦略的対策の実施の両軸が必要である。このため、将来的に過疎・高齢化が進む社会特性を踏まえた中長期的な戦略に基づき、取り組みを具体化しようとするものである。

6 有識者会議による提言内容(提言書は別添のとおり)

- (1) 中長期的な戦略を取組むに当たっての課題について
- (2) 重点的な取り組み戦略の柱について
- (3) 具体的な取り組み方策について
 - ◇ 中長期的な戦略内容
 - ・ 消防防災活動が期待できる人数の不足する地域の対策
 - ・ 消防防災活動が期待できる人数の充足する地域の対策
 - ◇ コミュニティ単位や近接性ユニットを考えるに当たっての留意点(両地域共通)

7 今後の取り組み

鳥取方式の地域消防防災体制検討事業での取りまとめ内容や有識者会議による提言内容について、市町村に説明(5月10日~18日)を行ったところです。10年後を目指した中長期的な戦略に基づき、地域防災力向上の取り組みを検討します。

鳥取方式の地域消防防災体制の中長期の戦略的対策についての提言

1 鳥取方式の地域消防防災体制検討事業検討委員会での最終取りまとめについて

検討委員会での最終取りまとめ内容では、消防団や自主防災組織の活動内容等地域ごとに実情が異なること等もあり、防災力を向上させるための多くの対策が提案され、市町村による選択肢を広げることで、地域全体の防災力を高める内容となっている。

鳥取方式の地域消防防災体制の構築は、これらの個別の対策の実施による着実な積み上げと、10年後を目指した中長期的な戦略的対策の実施の両軸が必要である。モデル市町にも見られるように、将来的に過疎・高齢化が進む鳥取県にあっては、中長期的な戦略に基づく取組みを具体化していくことが必要である。

2 中長期的な戦略を取組むに当たっての課題について

- ①町村部の一部で「消火活動等の維持継続が困難な町丁目」の増加が見込まれる。
- ②市の中心部や一部のニュータウンで人口の減少、高齢化が進展しており、町丁目単位では活動の維持が困難な地域が見込まれる。
- ③消火活動等を維持・継続するためには、地域における魅力づくりや元気のある地域づくりといった課題に取組み、活動人員の増につながる対策を実施していく必要がある。

3 重点的な取組み戦略について

鳥取県における10年後を見据えた地域防災力の向上のための重点的な取組み戦略の柱は、次のとおりである。

- (1) 一定圏域における消防防災にかかる事業実施を行う枠組みの構築
- (2) まちづくりと連動した消防防災対策の立案
- (3) 市の中心部やニュータウンの一部で人口の減少や高齢化が進展しており、その活性化と機能の維持

4 具体的な取組み方策について

次の中長期的戦略に基づいて、活動期待人数の充足の状況に応じた具体的な取組み方策を提案する。

<中長期的な戦略>

- (1) 消防団、自主防災組織だけでまちを守るという発想ではなく、誰もが消火活動、救助活動、避難支援活動等の一躍を担っていくことが期待されている。また、民生委員、見守りサポーター等の防災視点を持った活動や相互の連携を日頃から大切にしながら、活動人員を増やしていき、地域社会全体で防災体制を構築していく。
- (2) 人口の減少、高齢化が進展している状況下において、現状で消火活動等期待人数不足や将来的に地域活動が期待できなくなる恐れのある地域では、将来にわたり活動の維持・継続を行うために、複数のコミュニティや集落がお互いに助け合って機能維持をする対策が必要となる。
事業実施を行う枠組みについては、消火活動等期待人数、自主防災組織の有無、消防団消火活動ランクの分析結果を基に、消火活動等期待人数の不足を解消するために、地域の実情に応じて、ある程度の数の町丁目を組み合わせた地域単位で事業の枠組みを構築していくことが効果的である。
- (3) 日常的には「魅力あるまちづくり」、「地域を元気にする取組み」を積極的に展開していき、災害時等においては、速やかな初動対応できる仕組みにしておく。

<消防防災活動が期待できる人数の不足する地域>

- ① 地域のつながりやふれあいの中、安全・安心して生活が続けられるまちづくりとして、「みんなで支え合う中山間地域づくり」や「鳥取県地域「支え愛」体制作り」等の事業と地域防災力向上事業との連携を図りながら、総合的なコミュニティ単位での施策として取り組むことが必要である。

市部では公民館単位や校区単位での防災体制の構築、人口減が進む町村部においては地理的な距離・流域内での連携・大字単位を踏まえた近接性ユニット(隣接町丁目間の相互連携)による防災体制の構築を推進していくことが必要である。

- ② 市部における高齢化しているニュータウンや中心市街地での人口減少、高齢化の進展に伴い、自主防災組織のない地域では、地域で支え合う活動の促進が必要である。

<消防防災活動が期待できる人数の充足する地域>

- ① より一層の地域防災力向上のために、「みんなで支え合う中山間地域づくり」や「鳥取県地域「支え愛」体制作り」等の事業と地域防災力向上事業との連携を図りながら、総合的なコミュニティ単位での施策として取り組むことが効果的である。

- ② 自主防災組織が未結成の地域においては、その結成を進める取組みも必要となる。

◇ コミュニティの単位や近接性ユニットを考えるに当たっての留意点(両地域共通)

- ① 地域防災力向上のためには、日常的なまちづくりや地域を元気にする取組みと、災害時などいざというときの防災の要員の確保が必要であり、日常的なコミュニティ活動と災害時の取組みのバランスを考慮して、適切な単位の枠組みを設定すること。

- ② 災害時の被害状況や災害時要援護者対策における要援護者の数により、活動人数に影響するものであり、こうした状況を想定把握し、適切な規模で考えていくものとする。

5 その他

東日本大震災の発生により、地域住民を含めた市町村レベルでの防災意識が高まっており、早い時期での県民、市町村及び県が一体となった対策が急がれる。

平成24年5月9日

鳥取方式の地域消防防災体制を推進する有識者会議

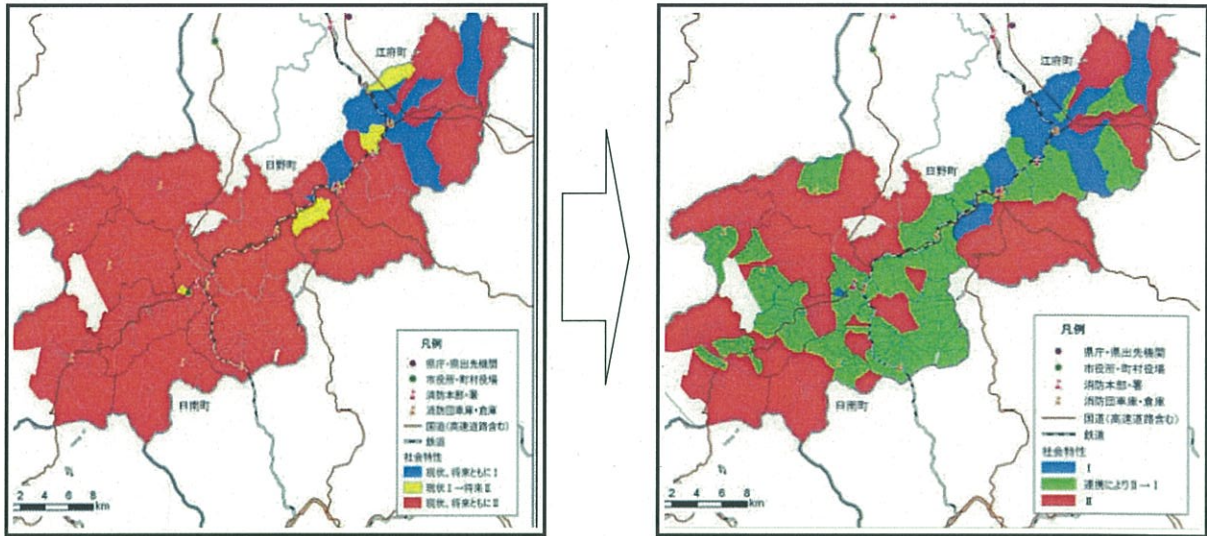
委員長 放送大学鳥取学習センター 所長 西田良平

鳥取大学大学院工学研究科 教授 松原雄平

鳥取大学地域学部地域政策学科 教授 藤井正

関西学院大学総合政策学部 教授 室崎益輝

○近接性ユニットによる活動期待人数の変化（10年後）



(注) I:活動期待人数が3人以上、II:活動期待人数が3人未満

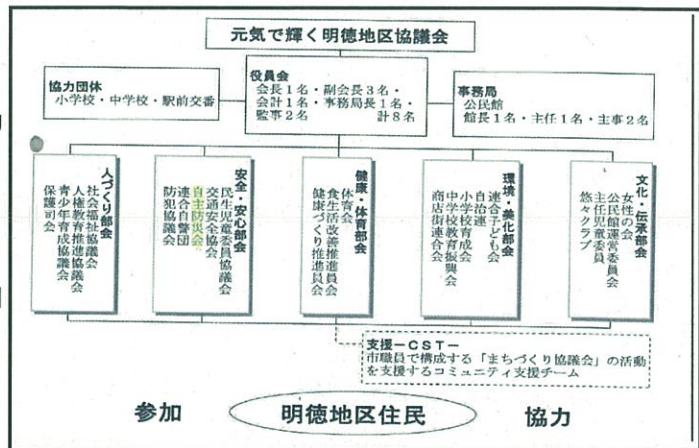
- 現状・将来ともII
- 現状I→将来II
- 現状・将来ともI
- 連携によりII→I
- II
- I

○公民館単位や校区単位での防災体制構築の取り組み

【鳥取市明德地区】

<メリット>

- ・連合自警団(連合消防隊)の自主防災活動による地域の安全・安心の維持
- ・自主防災会のない町内会への防災情報等の共有と自主防災会の結成促進
- ・自主防災組織のない地区全体での防災訓練等や研修会の開催による防災意識の高揚



【日南町大宮地区】

<メリット>

- ・地域資源(伝統文化等)の掘り起こしによるポジティブな活動への変化
- ・集落単位の自衛消防団の連携強化による地区全体の防災力の向上
- ・地区全体での防災訓練等による防災意識の高揚

